

2.11 本格プラント設計時の法的要求事項のとりまとめ

(1) 主な法的要求事項一覧

本格プラントの事業開始及び運用に当たって注意すべき法規制を整理した。該当する場合には、届出や資格保有など手続きが必要になる。なお、努力義務は除外した。

表 2-11-1：メタン発酵プラント設計時の法的要求事項

法律	該当行為・該当施設等	要求事項
廃棄物処理法	一般廃棄物収集運搬業	・許可の取得 (直営の場合は不要)
	産業廃棄物収集運搬業	・許可の取得 - 許可申請に関する講習会の受講
	産業廃棄物中間処分業	・中間処分業許可 - 許可申請に関する講習会の受講
	5t 以上の場合	・産業廃棄物技術管理者（有機性廃棄物資源化施設技術管理士）の設置
	水処理施設を併設する場合 ・汚泥の脱水施設 処理能力が 10 m ³ /日を超えるもの	・産業廃棄物施設設置許可 →建築基準法、都市計画法 法 審議会での審議など
	産業廃棄物の排出 ・残さ ・脱硫材など 脱硫剤の種類や排出方法によっては、特別管理産業廃棄物になる	・収集運搬業者との契約 ・中間処理業者との契約 ・マニフェストの交付 ・産業廃棄物管理票交付等状況報告
大気汚染防止法	発電機（35L/h（重油換算）以上） ボイラー伝熱面積 10m ² 以上の場合	・届出 ・ばいじんの測定義務
消防法	・重油タンク 2000 リットル以上保管の場合	・危険物倉庫の許可 ・危険物取扱者の設置
肥料取締法	液肥を農地に散布する場合には、普通肥料か特殊肥料としての届け出が必要	

労働安全衛生法	※安全策についての様々な規制があり、設計時に特定する必要がある ・伝熱面積が 6m ² （蒸気ボイラー）、28m ² （温水ボイラー）以上未満の場合ボイラー技士が必要	
環境アセスメント法	火力発電所 第 1 種事業 15 万 kW 以上 第 2 種事業 11.25～15 万 kW	・環境アセスメントが必要
沖縄県環境アセスメント条例	火力発電所 一般地域 5 万 kW 以上 特別配慮地域 2.5 万 kW 以上	・環境アセスメントが必要

※騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法については石垣市は指定地域外である。

(2) 一般廃棄物と産業廃棄物の区分

廃棄物処理法における廃棄物の区分について整理した。生ごみが一般廃棄物であるか、産業廃棄物であるかは排出者により異なるため注意が必要である。

表 2-11-2：廃棄物処理法上の排出者によって異なる生ごみの区分

	一般廃棄物	産業廃棄物
廃棄物処理法上の説明	産業廃棄物（右記）以外のもの	動植物性残さ（食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物）
解説	食料品、医薬品、香料製造業以外から出る生ごみは一般廃棄物となる。給食センターや弁当屋は、日本標準産業分類においてサービス業に分類されているため、一般廃棄物と判断されることが多い。ただし、業種の判断を日本標準産業分類で行うか否かは、都道府県、市町村の判断による。	食料品、医薬品、香料製造業の工場から出る生ごみは産業廃棄物となる。
例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ レストランから出る調理くず ・ レストランから出る食べ残し ・ コンビニから出る生ごみ ・ 食堂から出る生ごみ ・ 街のお弁当屋から出る生ごみ ・ 家庭から出る生ごみ ・ スーパーから出る売れ残りの弁当や野菜くず 	<ul style="list-style-type: none"> ・ セントラルキッチンから出る生ごみ ・ 豆腐屋から出る生ごみ ・ スーパーに卸す弁当を製造する工場から出る生ごみ ・ 酒造メーカーから出る酒粕
収集運搬許可者	一般廃棄物収集運搬業許可 石垣市	産業廃棄物収集運搬業許可 沖縄県
中間処理許可者	一般廃棄物収処分業許可 石垣市	産業廃棄物処分業許可 沖縄県

(3) 食品リサイクル法

食品リサイクル法のループ制度を使うと一般廃棄物、産業廃棄物ともに収集運搬許可が不要になる。しかし、石垣市では収集運搬を他自治体とまたがって行うことは考えにくいいため、食品リサイクルループ認定のメリットは少ないと考えられる。

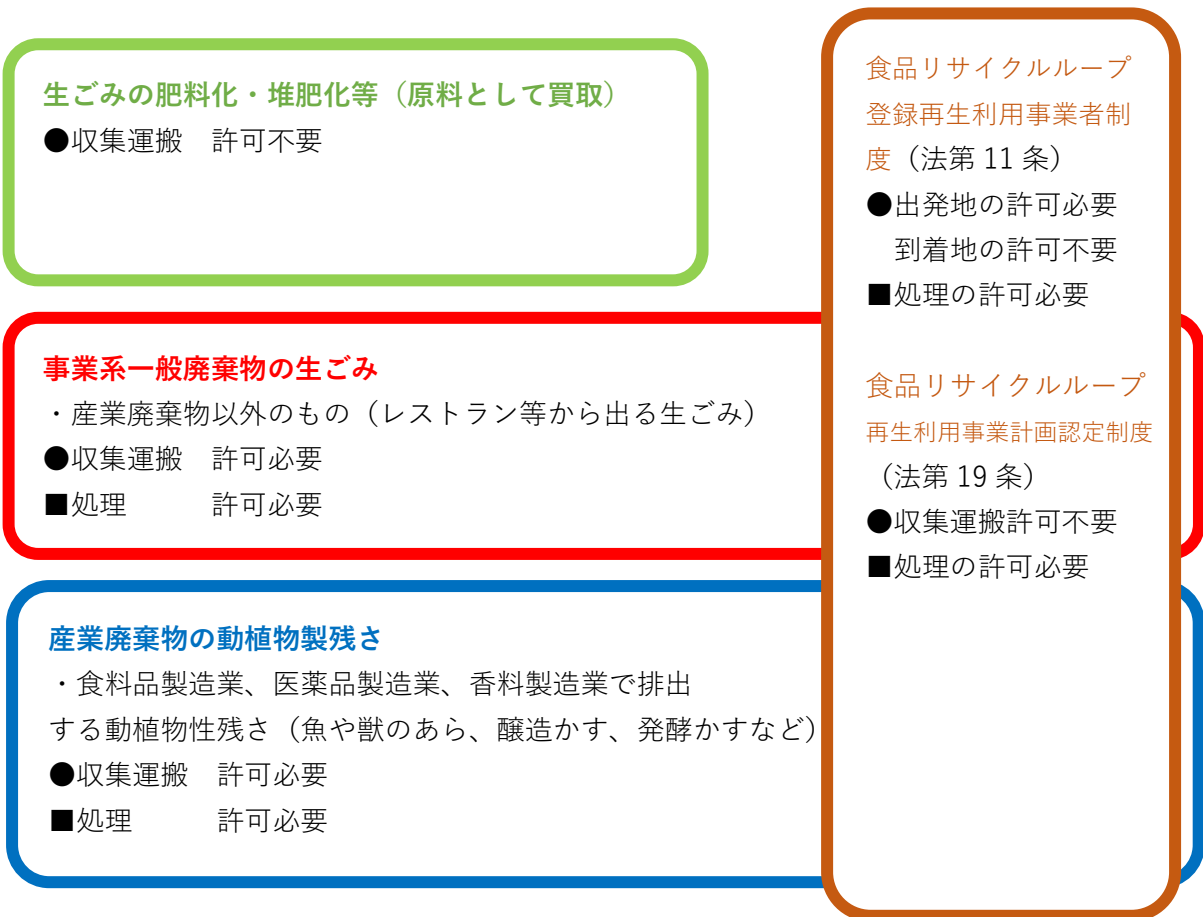


図 2-11-1：一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬または処理を行う者の許可の必要性